



発行 東京都

目次

告示

- 都市計画事業の事業計画の変更認可 (八件) ……
- ……(都市整備局都市基盤部街路計画課) ……
- 市街地再開発組合の事業計画の変更認可 ……
- ……(都市整備局市街地整備部再開発課) ……
- 市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可 ……
- ……(同) ……
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定 ……
- ……(環境局環境改善部化学物質対策課) ……
- 土地収用法施行令に基づく公示送達 ……
- ……(東京都収用委員会) ……

告示

●東京都告示第二百四十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき平成二十四年東京都告示第千四百十九号東京都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和八年三月十一日

東京都知事 小池 百合子

- 一 施行者の名称 大田区
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第三十八号線
- 三 事業施行期間 平成二十四年九月二十七日から令和十五年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分  
変更なし  
使用の部分  
変更なし

●東京都告示第二百四十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき平成三十一年東京都告示第七百三十三号東京都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和八年三月十一日

東京都知事 小池 百合子

- 一 施行者の名称 大田区
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第四十四号線及び幹線街路環状第七号線
- 三 事業施行期間 平成三十一年四月二十三日から令和十五年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分  
変更なし  
使用の部分

変更なし

●東京都告示第二百四十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき令和元年東京都告示第九十八号東京都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和八年三月十一日

東京都知事 小池 百合子

- 一 施行者の名称 世田谷区
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第二百十七号線
- 三 事業施行期間 令和元年七月二日から令和十三年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分  
変更なし  
使用の部分  
変更なし

●東京都告示第二百四十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき平成二十九年東京都告示第千二百五十七号東京都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和八年三月十一日

東京都知事 小池 百合子

一 施行者の名称 中野区

二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画道路事業区画街路中野区画街路第四号線

三 事業施行期間 平成二十九年八月九日から令和十九年三月三十一日まで

四 事業地 収用の部分  
変更なし

使用の部分  
変更なし

変更なし

●東京都告示第二百四十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき平成二十一年東京都告示第八百九十七号東京都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和八年三月十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称 葛飾区

二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第二百七十六号線及び幹線街路補助線街路第二百七十九号線

三 事業施行期間 平成二十一年六月五日から令和九年三月三十一日まで

四 事業地 収用の部分  
変更なし

使用の部分  
変更なし

変更なし

●東京都告示第二百四十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき平成十六年東京都告示第十三百七十七号東京都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和八年三月十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称 江戸川区

二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第二百八十四号線

三 事業施行期間 平成十六年九月七日から令和十年三月三十一日まで

四 事業地 収用の部分  
変更なし

使用の部分  
変更なし

変更なし

●東京都告示第二百五十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき平成二十二年東京都告示第五百九十一号府中市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和八年三月十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称 府中市

二 都市計画事業の種類及び名称 府中市計画道路事業三・四・十六号府中東小金井線

三 事業施行期間 平成二十二年四月七日から令和十四年三月三十一日まで

四 事業地 収用の部分  
変更なし

使用の部分  
変更なし

変更なし

●東京都告示第二百五十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき平成二十七年東京都告示第十二百三十二号東京都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和八年三月十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称 中野区

二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第二百二十三号線及び特殊街路中野歩行者専用道第二号線

三 事業施行期間 平成二十七年八月七日から令和十二年三月三十一日まで

四 事業地 収用の部分  
変更なし

使用の部分  
変更なし

令和三年東京都告示第六百三十四号の事業地に、中野区中野四丁目地内において、事業地を変更する。

令和三年東京都告示第六百三十四号の事業地に、中野区中野四丁目地内を加える。

●東京都告示第二百五十二号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき西品川一丁目地区市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和八年三月十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 組合の名称

西品川一丁目地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十五年七月三十一日から令和八年三月三十一日まで

三 施行地区

品川区西品川一丁目、西品川二丁目、西品川三丁目、大崎一丁目及び広町二丁目各地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

品川区西品川一丁目七番一号

平成二十五年七月三十一日

五 変更の内容

事業施行期間を令和八年九月三十日まで延長する。

六 事業計画の変更の認可の年月日

令和八年三月十一日

●東京都告示第二百五十三号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき三田三・四丁目地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二

項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和八年三月十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 組合の名称

三田三・四丁目地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成三十年六月二十二日から令和九年三月三十一日まで

三 施行地区

港区三田三丁目及び三田四丁目各地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

港区三田三丁目十一番四

平成三十年六月二十二日

五 変更の内容

事業施行期間を令和十一年九月三十日まで延長する。事務所の所在地を港区三田三丁目五番十九号に変更する。

六 定款及び事業計画の変更の認可の年月日

令和八年三月十一日

●東京都告示第二百五十四号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

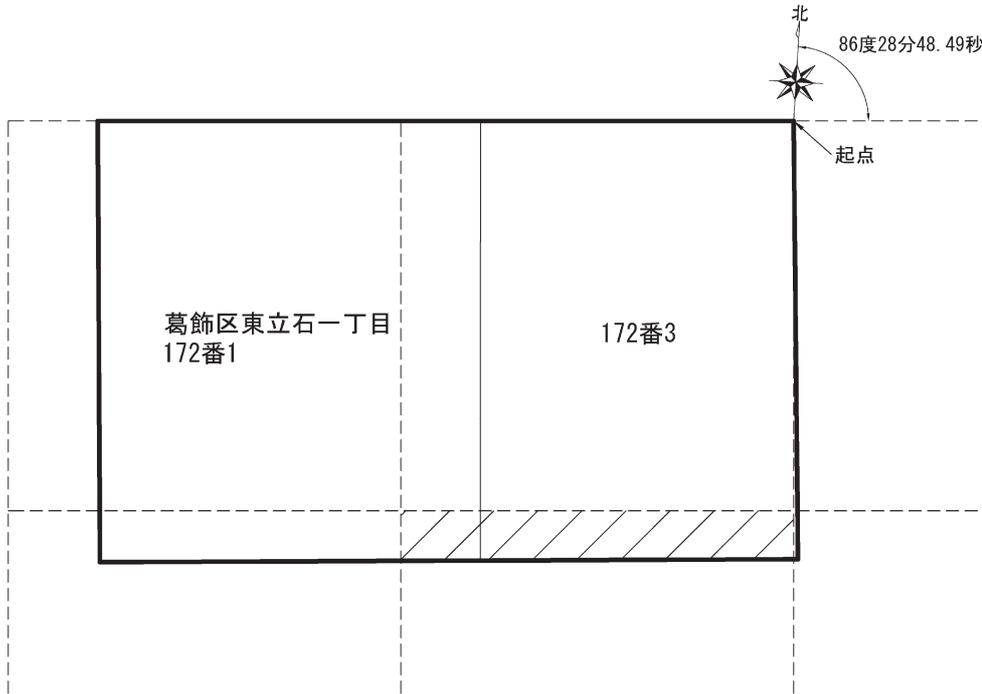
令和八年三月十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(葛飾区東立石一丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 クロロエチレン

別図



**【起点】**  
 起点は、座標値 (X=-29742.014、Y=1301.377) とする。  
 ※起点の座標は、測量法 (昭和24年法律第188号) の規定により、  
 世界測地系座標計算によって作成した。

**【格子の回転角度 (86度28分48.49秒)】**  
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線  
 並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている  
 格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

**【凡例】**

- 調査対象地
- - - 筆境界
- - - 単位区画
- ▨ 形質変更時要届出区域

公 告

土地収用法施行令に基づく公示送達

土地収用法施行令 (昭和26年政令第342号) 第5条第2項の規定により、下記のとおり公示送達を行う。

なお、送達すべき書類は、当委員会事務局審理課に保管し、送達を受けるべき者にいつでも交付する。受領しないときは、令和8年3月31日の終了をもってその書類の送達があつたものとみなされる。

令和8年3月11日

東京都収用委員会

会長 松尾 弘

記

1 事件名

令和6年第3号

市道207号線整備事業 (南沢通り・東京都東久留米市南沢三丁目地内から同市南沢二丁目地内まで) のための土地収用事件

2 送達すべき書類

令和8年2月26日付更正決定書の正本

3 送達を受けるべき者

住所 不明  
氏名 不明

ただし、亡岸克巳の共有持分を承継する者

4 公示送達に係る土地の所在及び地番

東京都東久留米市南沢二丁目283番4

5 公示送達に係る掲示の事実

(1) 掲示されている場所

東京都庁内の総務局掲示板（第一本庁舎1階南側）  
(2) 掲示を始めた年月日  
令和8年3月11日

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号  
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む。)

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七号  
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001

